

# 中学校における特別の教科 道徳の変遷と 音楽科との関連

## Changes in the Special Subject Morality in Junior High School and Their Relationship with Music Departments

萬

YOROZU

川 元

KAWAMOTO

司\*<sup>1</sup>

Tsukasa

藍\*<sup>2</sup>

Ai

### 要約

本論文は、「特別の教科 道徳」について、教育関連法の改正や中学校学習指導要領の改訂などから道徳教育の取扱いの変遷を考察するものである。その視点として、道徳教育の基本方針、道徳の教科化への論点、教科化前後の道徳の内容項目などに注目し、今後の道徳教育のあり方について言及している。また、道徳教育が『学校の教育活動全体を通じて行うもの』としていることから、各教科から「音楽」を選択し関連を考察している。中学校学習指導要領に示される「音楽」の「第1 目標」「第2 各学年の目標及び内容」「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の各項目と「特別の教科 道徳」の「第2 内容」との関連を考察し、その結果を述べている。さらに現行の教科書を参照し、教材（楽曲）や学習指導における関連についても検証した。こうした「特別の教科 道徳」の現状を踏まえ、教育課程の編成と学習評価に今後の課題があることを指摘している。

キーワード：特別の教科 道徳，特別の教科 道徳の教育課程，特別の教科 道徳と音楽との  
関連

### はじめに

現在の義務教育は、2006年（平成18年）戦後初となった教育基本法の改正、翌2007年（平成19年）の学校教育法の改正、これらを受け2008年（平成20年）と2017年（平成29年）の学習指導要領の改訂と、一連の改正・改訂により現状に至っている。そして、教育基本法第2条第1号に「知・徳・体のバランス」、学校教育法第30条第2項に「基礎的・基本的な知識・技

---

\* 1 芸術学部音楽学科

\* 2 札幌市立新琴似北中学校

能」「思考力・判断力・表現力等」「学習意欲」が示され、学校教育の目的や目標を法律上規定し、それらを調和的に育むことを目指すとしている。道徳教育については、2008年(平成20年)と2017年(平成29年)の中学校学習指導要領の改訂、その間の2015年(平成27年)一部改訂を経て、「特別の教科 道徳」が設定された。本稿は、道徳教育と関係する教育関連法や学習指導要領の変遷、「音楽」などの各教科との関連、「特別の教科 道徳」の教育課程を考察することを目的としている。

## 1. 教育基本法・学校教育法と「特別の教科 道徳」の関連

教育基本法と学校教育法に示される学校教育の目的や目標に関する条令を参照し、2017年(平成29年)告示の中学校学習指導要領「特別の教科 道徳」の内容との関連を考察する。

教育基本法の第一章 第二条には5つの目標が示され、「特別の教科 道徳」の内容 [(1)自主, 自律, 自由と責任] [(5)真理の探究, 創造] [(13)勤労] [(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度] [(18)国際理解, 国際貢献] [(19)生命の尊さ] [(20)自然愛護] などとの関連が考えられ、その該当を【表1】に下線で示した。この5つの目標は、学校教育法に定義される「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 大学, 高等専門学校, 専修学校」の各校種全てに共通する目標であることから、我が国の教育活動全体において達成を目指す理念と考えられる。

【表1】教育基本法 第一章 第二条

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
一 幅広い知識と教養を身に付け、 <u>真理を求める態度を養い</u> 、豊かな情操と <u>道徳心を培う</u> とともに、健やかな身体を養うこと。
二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、 <u>自主及び自律の精神を養う</u> とともに、職業及び生活との関連を重視し、 <u>勤労を重んずる態度を養う</u> こと。
三 <u>正義と責任, 男女の平等, 自他の敬愛と協力を重んずる</u> とともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
四 <u>生命を尊び, 自然を大切にし, 環境の保全に寄与する態度を養う</u> こと。
五 <u>伝統と文化を尊重し, それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する</u> とともに、 <u>他国を尊重し, 国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う</u> こと。

学校教育法 第二章 義務教育 第二十一条には、教育基本法に規定する目的を実現するため義務教育の10の目標が示され、「特別の教科 道徳」の内容 [(1)自主, 自律, 自由と責任] [(11)公正, 公平, 社会正義] [(12)社会参画, 公共の精神] [(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度] [(17)我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度] [(18)国際理解, 国際貢献] [(19)生命の尊

さ] [20自然愛護] などとの関連が考えられ、その該当を【表2】に下線で示した。義務教育の目標は、「特別の教科 道徳」に関する内容と学校教育法施行規則に示す各教科<sup>1)</sup>に関する内容とに分けて示されていると考えられる。一から三までは「社会」「理科」などと関連しながら「特別の教科 道徳」に係る内容が示され、四以降は各教科に係る知識や技能、能力に関する内容が示されている。このことは、学校教育において各教科が資質や能力等を身に付けることのみを目標とせず、豊かな心や創造性の涵養を育むという道徳性と関わらせ、教育活動全体で取り組む方針を示していると考えられる。こうして、道徳教育の取扱いを『学校の教育活動全体を通じて行うもの』とする学習指導要領へと接続することとなる。

【表2】学校教育法 第二章 義務教育 第二十一条（義務教育の目標）

- 第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
  - 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
  - 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
  - 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
  - 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
  - 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
  - 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

## 2. 中学校学習指導要領に示される「特別の教科 道徳」の変遷

2008年(平成20年)と2017年(平成29年)に改訂された中学校学習指導要領から、「特別の教科 道徳」の変遷を考察する。ここでは、「第一章 総則」と「特別の教科 道徳」に示される内容を参照する。

2008年(平成20年)の改訂に当たっては、2008年(平成20年)1月 中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」【表3】で道徳の教科化への議論があったことが報告されている。下線部①は、「特別の教科としての位置付け」「教科書の必要性」について肯定的な内容が述べられ、道徳の教科化を図る2015年(平成27年)一部改訂と2017年(平成29年)の改訂へと続くことになる。さらに下線部②には、学校現場の実態を踏まえて「時数の確保」「内容の充実」について改善が必要と述べられている。その一方、下線部③のように現状は「内容の充実」によって改善できるという教科化への否定的な内容、下線部④では「教科書を用いる」ことでの画一的な指導への懸念などが述べられている。こうした議論を経て、2008年(平成20年)告示の中学校学習指導要領は、道徳の教科化は見送られた。

【表3】2008年(平成20年)1月 中央教育審議会の答申 ※抜粋, ○数字は筆者による

このように道徳教育の内容面の充実を図るに当たっては、小・中学校の道徳の時間の教育課程上の位置付けなども重要な課題であり、この点についても専門的な観点から検討した。その中においては、

- 道徳の時間を現在の教科とは異なる①特別の教科として位置付け、教科書を作成することが必要
- 多様な教材の活用が重要であり、学校や教育委員会が購入する副読本等に補助するなどの支援策が必要
- 授業時数が確保されず、十分な指導が行われていないことから、教科への位置付けが議論されていることを踏まえれば、②教科と同様に、十分に時数が確保され、しっかりと指導されるよう内容の充実を考えるべき
- 道徳の時間は③現在の教育課程上の取扱いを前提にその充実を図ることが適当
- 学校では、地域ごとに特色ある多様な教材が使用されており、④教科書を用いることは困難

といった種々の意見が出された。また、「審議のまとめ」についての関係団体からのヒアリングや国民から寄せられた意見においても様々な見解が見られた。 —以下略—

### 2.1 「第一章 総則」から

2008年(平成20年)と2017年(平成29年)の中学校学習指導要領は、道徳教育の基本方針を従前通り「第一章 総則 第1」に示している。【表4】そのどちらも『道徳の時間を要(かなめ)として』あるいは『特別の教科である道徳を要として』とし、『学校の教育活動全体を通

じて行うもの』としている。そして、『道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき』『道徳性を養うことを目標とする。』という基本方針に変わりがないことがわかる。

こうした基本方針は、前々回1998年（平成10年）告示の中学校学習指導要領<sup>2)</sup>から示されているもので、2017年（平成29年）告示まで30年近くにわたり継続していることになる。その一方、2017年（平成29年）告示の中学校学習指導要領「第一章 総則」には、「第6 道徳教育に関する配慮事項」が追加され道徳の教科化への対応が加わった。

【表4】道徳教育に関する「第一章 総則 第1」の内容比較

2017年（平成29年）告示	2008年（平成20年）告示
<p>第1 中学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>2 (2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。</p> <p>学校における道徳教育は，<u>特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。</u></p> <p><u>道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間としての生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</u> ー以下略ー</p>	<p>第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>2 学校における道徳教育は，<u>道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。</u></p> <p><u>道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，公共の精神を尊び，民主的な社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひらく）主体性のある日本人を育成するため，その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</u></p> <p>ー以下略ー</p>

## 2.2 「特別の教科 道徳」の「第2 内容」から

中学校学習指導要領は、2015年（平成27年）に一部改訂されているが、本項では2017年（平成29年）告示と2008年（平成20年）告示に示される道徳の「第2 内容」を比較し、2017年（平成29年）告示に相違点を下線で示す。【表5】

なお、2015年（平成27年）の一部改訂の概要は、①内容項目が24項目から22項目に減、②

[思いやり, 感謝] [友情, 信頼] [よりよい学校生活, 集団生活の充実] の項目の統合, ③ [自然愛護] [感動, 畏敬の念] の項目の分割, の三点である。これらは, 2017年(平成29年)告示に継続される。

【表5】2017年(平成29年)告示と2008年(平成20年)告示の「特別の教科 道徳」の「第2 内容」比較

2017年(平成29年)	2008年(平成20年)
<p><b>A 主として自分自身に関すること</b>  <u>[自主, 自律, 自由と責任]</u>                      自律の精神を重んじ, 自主的に考え, <u>判断し, 誠実に実行してその結果に責任をもつこと。</u>  <u>[節度, 節制]</u>                      望ましい生活習慣を身に付け, 心身の健康の増進を図り, 節度を守り節制に心掛け, <u>安全で調和のある生活をする。</u>  <u>[向上心, 個性の伸長]</u>                      自己を見つめ, 自己の向上を図るとともに, 個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。  <u>[希望と勇気, 克己と強い意志]</u>                      より高い目標を設定し, その達成を目指し, 希望と勇気を持ち, <u>困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。</u>  <u>[真理の探究, 創造]</u>                      真実を大切にし, 真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。</p> <p><b>B 主として人との関わりに関すること</b>  <u>[思いやり, 感謝]</u>                      思いやりの心をもって人と接するとともに, <u>家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し, 進んでそれに応え, 人間愛の精神を深める。</u>  <u>[礼儀]</u>                      礼儀の意義を理解し, 時と場に応じた適切な言動をとること。  <u>[友情, 信頼]</u>                      友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち, <u>互いに励まし合い, 高め合うとともに, 異性についての理解を深め, 悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていく。</u>  <u>[相互理解, 寛容]</u>                      自分の考えや意見を相手に伝えるとともに, <u>それぞれの個性や立場を尊重し, いろいろな</u></p>	<p><b>1 主として自分自身に関すること</b></p> <p>(3) 自律の精神を重んじ, 自主的に考え, 誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p> <p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け, 心身の健康の増進を図り, 節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(5) 自己を見つめ, 自己の向上を図るとともに, 個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p> <p>(2) より高い目標を目指し, 希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し, 真実を求め, 理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。</p> <p><b>2 主として他の人とのかかわりに関すること</b></p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め, 他の人々に対し思いやりの心をもつ。</p> <p>(6) 多くの人々の善意や支えにより, 日々の生活や現在の自分があることに感謝し, それにこたえる。</p> <p>(1) 礼儀の意義を理解し, 時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち, 互いに励まし合い, 高め合う。</p> <p>(4) 男女は, 互いに異性についての正しい理解を深め, 相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し, いろいろなものの見方や考え方があることを理解して,</p>

のの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

#### C 主として集団や社会との関わりに関すること

##### [遵法精神, 公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

##### [公正, 公平, 社会正義]

正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。

##### [社会参画, 公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

##### [勤労]

勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。

##### [家族愛, 家庭生活の充実]

父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

##### [よりよい学校生活, 集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

##### [郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度]

郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。

##### [我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度]

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。

##### [国際理解, 国際貢献]

世界の中の日本人としての自覚をもち、他国

寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。

#### 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
- (3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。
- (2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
- (5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
- (6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。
- (7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。
- (4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
- (8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。
- (9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。
- (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国

を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。

**D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること**

[生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

[自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

[感動、畏敬の念]

美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び]

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

**3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること**

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見いだすように努める。

**2.3 各教科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の記述から**

2008年(平成20年)告示と2017年(平成29年)告示の中学校学習指導要領には、各教科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に道徳教育との関連について共通する内容が示されている。【表6】前々回改訂の1998年(平成10年)告示の中学校学習指導要領ではこうした記述は見られず、2008年(平成20年)告示の際に道徳の教科化が議論された影響と考えられる。また、道徳が教科化された2017年(平成29年)告示の中学校学習指導要領にも各教科で共通する同様の内容を示したことは、道徳教育を『学校の教育活動全体を通じて行うもの』とする基本方針を維持したと考えられる。

**【表6】各教科の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」 ※「国語」「音楽」「特別活動」を抜粋**

2017年(平成29年)	2008年(平成20年)
<p>「国語」</p> <p>(9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<p>「国語」</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>

<p>「音楽」</p> <p>(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す<u>道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。</u></p> <p>「特別活動」</p> <p>(5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す<u>道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。</u></p>	<p>「音楽」</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す<u>道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。</u></p> <p>「特別活動」</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す<u>道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。</u></p>
--	--

### 3. 「特別の教科 道徳」と「音楽」との関連

2017年(平成29年)告示の中学校学習指導要領「第2章 第5節 音楽」には、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に「特別の教科 道徳」との関連が示されている。(【表6】の(6)を参照)本項では、「第2章 第5節 音楽」に示される目標や内容、教科書等の教材(楽曲)や学習活動などと「特別の教科 道徳」との関連の可能性を考察する。

#### 3.1 目標や内容における関連

「第2章 第5節 音楽」に示される教科や各学年の目標【表7】と「特別の教科 道徳」の内容と関連すると考えられる箇所を下線で示し、その具体を考察する。なお、音楽では各学年を〔第1学年〕と〔第2学年及び第3学年〕に分けているが、本項では〔第1学年〕のみを参照する。<sup>3)</sup>

「目標」は、〔17我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕〔21感動、畏敬の念〕などと関連を図ることが考えられる。〔17我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕については音楽や音楽文化に関する伝統や尊重、生活等との関わりから、〔21感動、畏敬の念〕については音楽のよさや美しさに感動する心を持ち、生きることと音楽との関わりから、それぞれ関連を見出すことができると考える。

【表7】「第2章 第5節 音楽」に示される教科や各学年の目標

<p>第1 目標</p> <p>表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。</p>
---

- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

## 第2 各学年の目標及び内容

### 〔第1学年〕

#### 1 目標

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

また、「B 鑑賞」の内容【表8】では、〔16郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度〕〔17我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕〔18国際理解、国際貢献〕〔21感動、畏敬の念〕などとの関連を図ることが考えられる。これらは、前述の教科や各学年の目標と同じく、音楽や音楽文化に関する伝統や尊重、音楽のよさや美しさに感動する心などから関連を見出すことができると考える。

【表8】「第2章 第5節 音楽」に示される「B 鑑賞」の内容

#### B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
  - ア 鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)から(ウ)までについて自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くこと。
    - (ア) 曲や演奏に対する評価とその根拠
    - (イ) 生活や社会における音楽の意味や役割
    - (ウ) 音楽表現の共通性や固有性
  - イ 次の(ア)から(ウ)までについて理解すること。
    - (ア) 曲想と音楽の構造との関わり
    - (イ) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり
    - (ウ) 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性

また、第3「指導計画の作成と内容の取扱い」で教材選択の観点に『我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱う』としている。これは、我が国の音楽文化の理解を基盤にして他の国や地域の音楽文化を尊重する

取扱いとなり、「特別の教科 道徳」との関連を図ることも考えられる。

さらに、「具体的な教材として『我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえる』『世代を超えて生活の中の様々な場面で音楽を楽しんだり、共有したりする態度を養う』ことを目的とした共通歌唱教材7曲が示されている。これについて、中学校学習指導要領解説音楽編<sup>4)</sup>にはその取扱いが述べられている。【表9】楽曲の背景や歌詞の内容を述べた下線部は、〔17〕郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度〔18〕我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕と関連を図ることが考えられる。

【表9】中学校学習指導要領解説音楽編に示される歌唱共通教材の取扱い

「赤とんぼ(三木 露風 作詞・山田 耕筰 作曲)」は、日本情緒豊かな曲として、人々に愛されて親しまれてきた曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、旋律と言葉との関係などを感じ取り、歌詞がもっている詩情を味わいながら日本語の美しい響きを生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「荒城の月(土井晩翠 作詞・滝廉太郎 作曲)」は、原曲と山田耕筰の編作によるものがある。人の世の栄枯盛衰を歌いあげた曲である。例えば、歌詞の内容や言葉の特性、短調の響き、旋律の特徴などを感じ取り、これらを生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「早春賦(吉丸一昌 作詞・中田章 作曲)」は、滑らかによどみなく流れる旋律に始まり、春を待ちわびる気持ちを表している曲である。例えば、拍子が生み出す雰囲気、旋律と強弱との関わりなどを感じ取り、フレーズや曲の形式を意識して、情景を想像しながら表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「夏の思い出(江間章子 作詞・中田喜直 作曲)」は、夏の日々の静寂な尾瀬沼の風物への追憶を表した叙情的な曲である。例えば、言葉のリズムと旋律や強弱との関わりなどを感じ取り、曲の形式や楽譜に記された様々な記号などを捉えて、情景を想像しながら表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「花(武島羽衣 作詞・滝廉太郎 作曲)」は、「荒城の月」とともに滝廉太郎の名曲として広く歌われている、春の隅田川の情景を優美に表した曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、歌詞の内容と旋律やリズム、強弱との関わりなどを感じ取り、各声部の役割を生かして表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「花の街(江間章子 作詞・團伊玖磨 作曲)」は、希望に満ちた思いを叙情豊かに歌いあげた曲である。例えば、強弱の変化と旋律の緊張や弛緩との関係、歌詞に描かれた情景などを感じ取り、フレーズのまとまりを意識して表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

「浜辺の歌(林古溪 作詞・成田為三 作曲)」は、浜辺に打ち寄せる波の情景を表すような伴奏に支えられた、叙情的な歌詞と旋律をもつ曲である。例えば、拍子や速度が生み出す雰囲気、歌詞の内容と強弱の変化との関係などを感じ取り、フレーズのまとまりや形式などを意識して表現を工夫することなどを指導することが考えられる。

### 3.2 教科書の教材(楽曲)や学習活動における関連

今回参照したのは、中学校音楽科で〔第一学年〕で使用する教科書「中学音楽1 音楽のおくりもの」〔2021 教育出版〕に掲載されている教材(楽曲)である。「中学音楽1 音楽のおくりもの」には、歌唱教材が19曲掲載されていて中学校学習指導要領に準拠した学習が展開できる

ように編修されている。これらについて《歌詞の内容》と《学習活動》の観点から「特別の教科 道徳」との関連を考察する。

《歌詞の内容》については、例えば【表10】中の〔斉唱と部分二部合唱〕①「青空へのぼろう」の歌詞は、入学間もない1年生を意識してこれからの中学校の生活への希望や決意、級友との友情などが盛り込まれている。そのため、〔(4)希望と勇気, 克己と強い意志〕〔(8)友情, 信頼〕との関連が検討される。《学習活動》については、斉唱と部分二部合唱となって歌唱表現することから、他者の歌い方を聴き取り合わせて歌う活動となることから〔(9)相互理解, 寛容〕との関連も検討できる。こうした観点で【表10】に「特別の教科 道徳」との関連を示す。

【表10】歌唱教材と「特別の教科 道徳」との関連

歌唱教材	「特別の教科 道徳」との関連
〔斉唱と部分二部合唱〕①「青空へのぼろう」 〔二部合唱〕②「アニー・ローリー」	《歌詞の内容》(4)希望と勇気, 克己と強い意志(8)友情, 信頼 《学習活動》(9)相互理解, 寛容
〔斉唱〕③「夏の思い出」④「赤とんぼ」⑤「この道」	《歌詞の内容》(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度 《学習活動》(3)向上心, 個性の伸長
〔民謡〕⑥「ソーラン節」⑦「かりぼし切り歌」⑧「谷茶前」	《歌詞の内容》(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度 《学習活動》(3)向上心, 個性の伸長
〔混声二部合唱〕⑨「明日を信じて」⑩「海が明けるよ」 〔混声三部合唱〕⑪「飛び立とう君の空へ」⑫「あの丘の向こうから」⑬「希望という名の花を」⑭「夢は大空を駆ける」⑮「君と歩こう」⑯「心をこめて」⑰「ほらね、」	《歌詞の内容》(4)希望と勇気, 克己と強い意志(6)思いやり, 感謝(8)友情, 信頼 《学習活動》(3)向上心, 個性の伸長(9)相互理解, 寛容
〔同声二部合唱〕⑱「故郷」全校合唱 〔斉唱〕⑲国歌「君が代」	《歌詞の内容》(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度(17)我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度 《学習活動》(9)相互理解, 寛容

さらに「中学音楽1 音楽のおくりもの」には、鑑賞分野の楽曲（教材）として16曲が掲載され（タイトルで括られて掲載された8曲を含む）、これらについて《楽曲の文化的・歴史的背景》《さまざまな音楽文化の取り扱い》の観点から「特別の教科 道徳」との関連を考察する。

《楽曲の文化的・歴史的背景》については、例えば【表11】中の①「春 第1楽章」（ヴィヴァルディ）は、バロック期の弦楽合奏かつ合奏協奏曲（concerto grosso）として後の古典派などへの影響や独奏協奏曲（solo concerto）の確立などに大きな影響を与えた。こうした音楽文化

の理解や音楽のよさや美しさなどを述べることは、〔18〕国際理解, 国際貢献〔21〕感動, 畏敬の念との関連が検討される。こうした観点で【表 11】に「特別の教科 道徳」との関連を示す。

【表 11】鑑賞教材と「特別の教科 道徳」との関連

鑑賞教材	「特別の教科 道徳」との関連
①「春 第1楽章」(ヴィヴァルディ) ②「秋 第1楽章」(ヴィヴァルディ) ③「弦楽合奏のセレナード 第1楽章」(チャイコフスキー) ④「魔王」(シューベルト) ⑤「魔王」(ライヒャルト) ⑥「野ばら」(シューベルト)	《楽曲の文化的・歴史的背景》(18)国際理解, 国際貢献(21)感動, 畏敬の念
⑦「箏曲 六段の調」(〈伝〉八橋検校) ⑧「尺八曲 鹿の遠音」(作者不詳)	《楽曲の文化的・歴史的背景》(21)感動, 畏敬の念 《さまざまな音楽文化の取り扱い》(17)我が国の伝統と文化の尊重, 国を愛する態度
日本とアジアの声によるさまざまな表現 ⑨「天台声明」⑩「八木節」⑪「江差追分」⑫「ケチャ」⑬「ホーミー」⑭「布農〈ブヌン〉族の合唱」	《さまざまな音楽文化の取り扱い》(16)郷土の伝統と文化の尊重, 郷土を愛する態度(18)国際理解, 国際貢献
日本とアジアをつなぐ音 ⑮「ゲージョン」⑯「カヤグム」	《楽曲の文化的・歴史的背景》(18)国際理解, 国際貢献

#### 4. 「特別の教科 道徳」の教育課程の考察

「道徳」が教科化されたことによって、小・中学校の教育課程の編成を構造化する必要がより生じていると考える。これまで「生活科」や「総合的な学習の時間」が新設された際に、教科間の横断的な学習や特別活動の学校行事などとの連携について、実践的な教育課程の編成が試行されてきた。本項では、2017年(平成29年)告示の中学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」を参照し、教育課程の具体を考察する。

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1には、『道徳教育の全体計画』と『特別の教科 道徳の年間指導計画』の両方の必要が述べられている。【表 12】

【表 12】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1

- 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

『道徳教育の全体計画』は、『学校の教育活動全体を通じて行うもの』との基本方針を踏まえ、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を図りながら、道徳教育全体について概念的に捉えることができるように提示すべきと考える。一方『道徳科の年間指導計画』は、学年ごとに学校教育法施行規則の別表第二（第七十三条関係）に示される授業時数<sup>5)</sup>に基づく年間指導計画を作成し、「特別の教科 道徳」の内容項目の取扱いや達成目標、使用する教材、指導観などを示すことが考えられる。各校においては、これら二つをもって道徳教育の推進に取り組むことが基本となる。

その際の配慮事項として、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(1)に「道徳教育推進教師」の役割が述べられている。【表13】

【表13】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(1)

- |   |
|---|
| <p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、<u>道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</u></p> |
|---|

「道徳教育推進教師」は、道徳教育のコーディネーターとしての重要な役割を担うとともに、学校全体の指導体制を構築し『道徳教育の全体計画』『道徳科の年間指導計画』の立案に深く関わることになる。また、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(7)に示される『家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること』にも、「道徳教育推進教師」としての関わりが必要になる。

そして、第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(2)に各教科等との関係について配慮事項が示されている。【表14】

【表14】「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(2)

- |   |
|---|
| <p>2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、<u>各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</u></p> |
|---|

【表14】中の下線部は、各教科や総合的な学習の時間、特別活動において道徳教育との関連に偏りがあることを示唆している。その具体として、前項「3.「特別の教科 道徳」と「音楽」との関連」での考察では【表15】に示す内容項目の取扱いを検討した。「音楽」では、内容項目22のうち半数に満たない9つの取扱いと考えられることや、音楽科の授業で各内容項目に係る

取扱いの内容や程度が十分ではないことが予想される。その一方、例えば(16)(17)の郷土や我が国の伝統文化に関する内容項目を道徳の時間だけで取り扱う不十分さも指摘でき、生徒にとって各教科の身近な教材を用いて「特別の教科 道徳」の取扱いを補うことが各教科の役割とも考えられる。

【表 15】音楽科と関連を図ることが考えられる内容項目

A 主として自分自身に関すること	(3)向上心，個性の伸長 (4)希望と勇気，克己と強い意志
B 主として人との関わりに関すること	(6)思いやり，感謝 (8)友情，信頼 (9)相互理解，寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること	(16)郷土の伝統と文化の尊重，郷土を愛する態度 (17)我が国の伝統と文化の尊重，国を愛する態度 (18)国際理解，国際貢献
D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること	(21) 感動，畏敬の念

今後の「特別の教科 道徳」の教育課程については、『学校の教育活動全体を通じて行うもの』との基本方針を踏まえ、各教科等との関連を明らかにしておくことが重要と考える。それには、『道徳教育の全体計画』に各教科等との関連を構造的に示すことで具体的な改善につながる可能性がある。そして、各教科等で関連する内容項目の偏りや学習活動との親和性に違いがあることなどをあらかじめ予測し、「特別の教科 道徳」が果たすべき役割を明確にすることも重要となる。さらに、内容項目に基づく取扱いを明らかにした『道徳科の年間指導計画』を作成することになるが、学級担任による指導を柱としつつ学校の実態を踏まえた多様な授業展開の方法や教材を開発することも必要である。最後に、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4に『生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。』と述べられているように、学習評価の在り方について研究に取り組む必要がある。

## 註

- 1) 学校教育法施行規則に示す各教科は、小学校「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動」中学校「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動」である。
- 2) 1998年(平成10年)告示の中学校学習指導要領に示される内容は次の通り。
  - 2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
 

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。 ー以下略ー
- 3) 「第2章 第5節 音楽」に示される〔第2学年及び第3学年〕の目標は次の通り。
  - 1 目 標
    - (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付けるようにする。
    - (2) 曲にふさわしい音楽表現を創意工夫することや、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
    - (3) 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、音楽に親しんでいく態度を養う。
- 4) 文部科学省 2017『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』
- 5) 学校教育法施行規則の別表第二(第七十三条関係)に示される授業時数は次の通り。

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

## 参考・引用文献

- 教育基本法（平成十八年十二月二十二日 法律第 120 号）  
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）施行日：令和四年六月二十二日（令和四年法律第七十七号  
による改正）  
中央教育審議会 2008『幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善  
について』 2008 年 1 月  
文部省 1998『中学校学習指導要領』 同発行  
文部科学省 2008『中学校学習指導要領』 同発行  
文部科学省 2015『一部改正中学校学習指導要領』 同発行  
文部科学省 2017『中学校学習指導要領』 同発行  
文部科学省 2017『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 道徳編』 同発行  
文部科学省 2017『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 音楽編』 同発行  
教育出版株式会社 2021『中学音楽 1 音楽のおくりもの』 同発行